冷蔵倉庫に関するＱ＆Ａ

Ｑ「冷蔵倉庫」とはどのようなものですか？

Ａ 「冷蔵倉庫」とは非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造など）の「保管温度が１０度以下に保たれる倉庫」です。
なお、非木造の常温倉庫内にプレハブ方式冷蔵庫や業務用冷蔵庫を設置しているような場合につきましては、このたびの改正による変更はございませんのでご連絡は不要です。

Ｑ　所有している倉庫は「冷蔵倉庫」ではないのですが

Ａ 今回の改正は非木造の「冷蔵倉庫」についてのみですので、ご連絡は不要です。

Ｑ　所有している倉庫が対象になるかどうかわからないのですが

Ａ 現地調査にて確認させていただきますので、資産税課家屋係までご連絡ください。

Ｑ　何を調査するのですか？

Ａ 所有されている非木造の倉庫が「保管温度１０度以下に保たれる倉庫」であるかを確認します。該当する倉庫が複数の用途に使用されている場合には、「冷蔵倉庫」部分が主たる用途であるかどうか、床面積の確認などを行います。

Ｑ　調査当日に用意しておく書類はありますか？

Ａ 床面積の確認を行いますので、寸法の分かる平面図をご用意ください。また、保管温度を確認するため、冷蔵能力が分かる書類（冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書など）のご準備をお願いします。
もし、お持ちでない場合は、資産税課へお電話をいただく際にお知らせください。

Ｑ　いつから変更されるのですか？

Ａ 次回の評価額の見直しの年である平成２４年度課税分から変更になります。

お問い合せ先
〒675-8501
加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 税務部 課税局 資産税課 家屋係
電話：（079）421-2000（内線2546～2550）